右及申通報候也

大阪市民諸君に訴ふ。

夜の世界に、家庭に、工業に多大の光輝と利便を齎す瓦斯工業に從事する吾々勞働者は諸君と密接な關係を持つてゐる。

一の事業が社會の多數人、即ち一般公共の利害に影響を及ぼす事業に從事するものは勞、資共に公共の利害を度外して何事も考へることは出來ぬが、社會も亦これ等事業に就てモウ少し注意を拂つて貰ひたい。

今回吾々が瓦斯會社に對し賃銀其他に關し要求を提出したに付いて吾々の立場を諸君に訴ふるのはこれがためである。

今回吾々は、會社に對し左記の要求を提出した、

一、日給二割增しの事　二、解雇手當制定の事

三、勞働時間短縮の件　四、工場設備完成の件　其他

吾々は右の各條が決して過當なものでないことを確信する。第一賃銀に對し、會社側の意見なりと副社長片岡氏が新聞紙に報する處に依れば、『最高二圓九十錢、最低一圓三十五錢で決して安い方でない』と云つてゐるが、これは事實にして、亦事實でない。誠に巧妙なる宣傳である。それは、誰れでもすぐ考へることは、『最高二圓九十錢、最低一圓三十五錢なら平均二圓十二錢五厘となる、なる程これなら安いといふ程でない』と、そこだ、諸君がそう考へて呉れることを實は會社は覗つてゐるのだ、だがこれは間違ひである、若し最高額を貰つて居る者が極く少數で、右の平均額以下の者が大多數を占めて居る場合には、決して右の樣な平均額は出て來ない。

全員の給料が右の平均額以上のものと、平均額以下のものと丁度相半ばする場合には、成程右の計算は正確である、だが實際瓦斯會社はどうか？

實は二圓九十錢なんて高額を貰つてゐる者はホンの指を屈する程で、職工の大多數は一圓五十錢內外の者が占めて居るのである、だから平均額は漸やく一圓七十錢にしかならぬ。然かもこの賃銀は、一日十二時間働いての賃銀である。これを世間一般の勞働者及他の瓦斯會社、電燈會社に働く、十時間勞働に因つて得る勞働者の賃銀に比較すると大變な相違となるのである。

例へば同じく公共事業である、電燈會社に從事する勞働者は怎うであるか、その平均賃銀は三圓內外で然かも勞働時間は、八時間である。そして解傭する場合には、

一、勤續六ケ月未滿　日給三十日分　一、仝一ケ年未滿　仝五十日分

一ケ年以上一ケ月を增す每に三日分加算

を支給するのである。今日都會に生活する者が、如何に切り詰めても一ケ月六十圓以下では生活出來ない位ひの事は誰れでも承認出來る。吾々の今回の要求は唯世間並みの給料と待遇をして貰ひたいと云ふに過ぎぬ、重ねて言ふ吾々はこの要求が決して過當なものでないことを確信する。然るに會社側は自己の利益打算にのみ執着し、これが解決の誠意なく、正當にして當然容れらるべき要求を拒絕した、依つて吾々は會社の反省を促がすため、仕事の手を止むるの止むなきに至つた、從つて、その爲め市民諸君の瓦斯使用に迷惑を及ぼすかも知れぬ、吾々は唯その事を誠に遺憾に思ふ、だがそれは決して吾々の責任でない。吾々は今まで隨分隱忍自重して來た、そしてモウ我慢が出來ぬから要求を提出したのだ。

若し、或は『會社側は出來る丈け盡力した、然し職工側はこれを聽き入れずストライキをやつた』などと會社側は吹聽するかも知れぬ、併し惑はされて呉れるな、獨占事業で特別な利益を承け然かも年何割といふ配當をしてゐながら正當な職工の賴みを拒絕する方が正しいのか、世間並の賃銀や待遇をして貰ひたいと賴むで聽き入れられず、然かも色々隱險な手段で吾々の團結を切り崩し無理矢理に叩き伏せようとする會社側の橫暴に對し、自衛上止むなく仕事の手を止め、會社の反省を促がす吾々が惡いのか。事業は公共事業だが會社は營利會社だ、市民諸君！冷靜に判斷して貰ひたい。!!

大正十三年五月

大阪瓦斯會社爭議團